

## 条例及び補正予算の専決処分について

新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染拡大の影響等による地域経済や市民生活を支援するため、国民健康保険料及び介護保険料の減免措置に係る条例改正及び補正予算、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援措置等に係る補正予算を下記のとおり専決処分しましたのでご報告いたします。

### 記

1. 専決処分をした日・・・令和2年5月27日

2. 条例の一部改正・・・地方自治法第179条による専決処分

<岩見沢市国民健康保険条例及び岩見沢市介護保険条例の一部を改正する条例>

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免については、令和2年2月1日から令和3年3月31日までが納期限である保険料が対象とされており、申請期限を経過した減免への対応が必要なことから、減免申請期限について特例を定める。

申請期限	国民健康保険料		介護保険料	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
現行	納期限前7日	納期限前7日	納期限前7日	特徴月の前前月の15日
改正後	納期限前7日 (ただし、市長が特に必要と認める場合は、別に定める期限)	納期限前7日 (ただし、市長が特に必要と認める場合は、別に定める期限)	納期限前7日 (ただし、市長が特に必要と認める場合は、別に定める期限)	特徴月の前前月の15日 (ただし、市長が特に必要と認める場合は、別に定める期限)
施行期日	公布の日		公布の日	

別途、取扱要綱を定め、減免を行う。

3. 岩見沢市一般会計補正予算(第2号)、岩見沢市特別会計高等学校費補正予算(第1号)、岩見沢市病院事業会計補正予算(第1号)・・・地方自治法第179条による専決処分

4. 岩見沢市特別会計国民健康保険費補正予算(第2号)、岩見沢市特別会計介護保険費補正予算(第1号)・・・地方自治法第180条による専決処分

# 令和2年5月専決処分 補正予算の概要

## 【予算計上の考え方】

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や市民生活を支援し地方創生を図るため創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、事業の継続、生活の下支え、学校オンライン学習環境の整備に取り組むための市独自支援、及び迅速かつ的確な家計への支援、並びに医療提供体制の整備を補正予算として専決処分

## 【目的ごとの集計】

(単位 千円)

区分	一般会計	特別会計	企業会計	合計
I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備	133,080	580	89,000	222,660
II. 雇用の維持と事業の継続	285,380	47,700	0	333,080
合計	418,460	48,280	89,000	555,740

※収支調整▲6,460(予備費)

## 【補正予算について】

(単位 千円)

1 今回専決処分する歳入歳出補正予算は、次のとおりである。

一般会計	412,000	
(特定財源)	412,000	
(一般財源)	0	
特別会計	48,280	
企業会計	89,000	
合計	549,280	

## 【一般会計款別計上額】

(単位 千円)

歳入		歳出	
国庫支出金	412,000	総務費	418,460
		予備費	▲6,460
計	412,000	計	412,000

## 【特別会計計上額】

(単位 千円)

会計名	金額
国民健康保険費	39,000
高等学校費	580
介護保険費(保険事業勘定)	8,700

## 【企業会計計上額】

(単位 千円)

会計名	金額
病院事業会計	89,000

# 一般会計（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業）の内訳

（単位：千円）

事業名	補助 単独	概要	事業費	国	臨時交付金	一般財源
I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備			133,080	15,730	110,890	6,460
マスク・消毒液等の確保			21,820	0	15,360	6,460
■ 新型コロナウイルス感染症対策事業	単	避難所及び公共機関での感染拡大防止のために必要な資機材を整備 ・マスク、避難所用衛生消耗品、微酸性電解水生成装置等	10,000	0	3,540	6,460
■ 学校給食衛生管理改善事業	単	学校給食配膳の際に児童・生徒が手袋を着用することで感染を予防する ・手袋1,000円(税込)×230クラス×22箱(180日分)	5,060	0	5,060	0
■ (小・中学校) 学習環境整備事業	単	マスク着用を義務付ける場合の換気対策として、教室内の空気を循環させ児童・生徒の健康と心身の安全確保を図る(普通教室+特別教室 各2台)	6,180	0	6,180	0
■ (緑陵高校) 学習環境整備事業【高等学校費繰出金】	単	・扇風機10,000円(税込)×小学校375台 ・扇風機10,000円(税込)×中学校243台 ・扇風機10,000円(税込)×高校58台	580	0	580	0
医療提供体制の強化			40,000	0	40,000	0
■ 医療提供体制等構築事業【病院事業会計繰出金】	単	医療従事者への特殊勤務手当の支給及び医療資材整備に要する費用 ・特殊勤務手当(医師等4,000円、看護助手3,000円) ・医療資材整備3,000千円	40,000	0	40,000	0
学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備			71,260	15,730	55,530	0
■ GIGAスクール環境整備事業	単	GIGAスクール構想関連事業等との連携による児童生徒が使うICT環境の整備・運用経費 ・端末整備等(リース料)小学校1,434台+中学校785台 →全体整備台数(小学校3,800台+中学校2,043台) のうち1/3を市で整備、2/3を国で整備(国費分は国から直接業者へ)	31,420	0	31,420	0
	補	GIGAスクールサポーターの配置及び家庭でのオンライン学習環境整備に係る費用 ・ICT技術者配置(委託料)23校(小14+中9)×1/2(2校に1名)×年額2,300千円×半年分(補助率1/2) ・WEBカメラ 23校(小14+中9)×15,000円×2台(補助率1/2) ・モバイルルーター等の購入費用(補助上限10,000円)30,000円×想定851世帯(小542+中309)	39,450	15,470	23,980	0
■ 学校給食衛生管理改善事業	補	臨時休校による影響を受けた学校給食調理事業者が衛生消耗品購入に係る経費を支援 ・補助金 対象事業者3社	390	260	130	0

(単位：千円)

事業名	補助 単独	概要	事業費			
			国	臨時交付金	一般財源	
Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続			285,380	5,010	280,370	0
事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援			221,000	0	221,000	0
■ 小規模事業者等経営サポート給付金事業	単	<p>売上が激減している小規模事業者や、いち早く影響を受けた飲食業・宿泊業に対し支援（拡充）</p> <p>①現在の給付金対象者に一律100,000円を上乗せ（ただし下記事業者を除く）・100,000円×約2,000事業者</p> <p>②要件の追加・拡大 「市内に店舗等を有する市外の法人・個人事業主」を追加し、創業時期を「令和元年12月まで」から「令和2年3月」までに拡大</p> <p>③特別加算 ・運輸業：タクシー1,500千円、貸切バス1,000千円 ・宿泊業：500千円（5～9室）1,000千円（10～49室）1,500千円（50室～） ・遊園地：2,000千円 ・上記の他「岩見沢市地域経済牽引事業計画」に該当する事業者のうち岩見沢市への進出企業及び企業親睦会加盟企業、工業団地等立地企業のうち市内で工場等を採業している企業：200千円</p>	220,000	0	220,000	0
■ 経営サポート相談・申請支援窓口開設事業	単	<p>専門家（社会保険労務士会、税理士会等）による相談窓口のワンストップ化を図る</p> <p>・報償費 5,000円/h×6h×15日×2人 ・事務費（印刷製本・通信運搬）</p>	1,000	0	1,000	0
生活に困っている世帯や個人への支援			64,380	5,010	59,370	0
■ ひとり親家庭生活支援給付金事業	単	<p>緊急事態宣言の延長に伴う児童扶養手当受給世帯の収入減に対し、生活支援のための給付金を支給</p> <p>・給付金50,000円×対象児童数1,150人 ・事務費（振込手数料、通信運搬費等）</p>	57,700	0	57,700	0
■ 生活困窮者自立促進支援事業（住居確保給付金）	補	<p>離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は恐れがある者への支援</p> <p>・給付上限（1月あたり）1人世帯30,000円、2人世帯36,000円、3人世帯39,000円 ・申請見込数71世帯 ・給付月数3月</p>	6,680	5,010	1,670	0
<b>小計</b>			418,460	20,740	391,260	6,460
補助事業計			46,520	20,740	25,780	0
単独事業計			371,940	0	365,480	6,460
予備費（収支調整）			▲6,460	0	0	▲6,460
<b>合計</b>			412,000	20,740	391,260	0

## 特別会計 国民健康保険費及び介護保険費（保険事業勘定）の内訳

(単位：千円)

生活に困っている世帯や個人への支援（過年度保険料の減免に伴う償還金の補正）		事業費			
		国	道	一般財源	
■ 国民健康保険費	<p>対象：生計維持者の前年度事業収入等（事業・不動産・山林・給与）が前年に比べ3割以上減少した世帯</p> <p>対象世帯数：10,941世帯のうち2割程度</p> <p>対象保険料：R2.2.1～R3.3.31</p> <p>補正対象分：上記保険料のうち過年度分（R1年度8期（2月末）、随時期（3月末））</p>	39,000	0	39,000	0
■ 介護保険費（保険事業勘定）	<p>対象：前年度事業収入等（事業・不動産・山林・給与）が前年に比べ3割以上減少した者</p> <p>対象者数：4,510人のうち2割程度</p> <p>対象保険料：R2.2.1～R3.3.31</p> <p>補正対象分：上記保険料のうち過年度分（R1年度8期（2月末）、随時期（3月末））</p>	8,700	8,700	0	0

# 令和2年度岩見沢市病院事業会計 補正予算（第1号）について

## ◆補正予算の概要◆

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う次の収入及び費用の補正を行う

\*対象期間\*

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで ※手当は1月27日（国に準拠）まで遡及

## ◆補正内容◆

事業	内容	事業費	財源
1 医療従事者に対する特殊勤務手当の支給（新規）	<p>◆次の作業に従事する医療従事者に対する特殊勤務手当の支給</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症及び感染症疑い患者の身体に接触、又は長時間にわたり接する作業に従事した者                      &lt;対象&gt; 医師、看護師、医療技術                      →1日 4,000円</p> <p>② 上記以外の清掃や消毒等の作業に従事した者                      &lt;対象&gt; 看護助手                      →1日 3,000円</p>	37,000 千円	▷ 一般会計繰出金 37,000千円
2 医療従事者への宿泊施設の提供（新規）	<p>◆感染者及び感染症疑い患者の対応をした医療従事者の負担軽減及び家族等への感染防止のための宿泊施設の借上げ</p> <p>① 業務が深夜に及んだ場合                      ② 基礎疾患を有する家族等と同居をしている場合 など</p>	4,200 千円	▷ 道補助金 （補助率：10分の10以内） 4,200千円
3 医療資材の整備（拡充）	◆新型コロナウイルス感染症の患者受け入れ及び感染拡大予防に伴う个人防护具（マスク）など医療資材の購入	47,800 千円	▷ 道補助金 （補助率：10分の10以内） 26,950千円 ▷ 一般会計繰出金 3,000千円 ▷ 診療報酬（入院及び外来収益） 17,850千円
		<b>89,000 千円</b>	

↓

財源別 内訳	一般会計繰出金	40,000 千円
	道補助金	31,150 千円
	診療報酬	17,850 千円

# 小規模事業者等経営サポート給付金 拡充のポイント

## 1. 経営サポート給付に**一律10万円を上乗せ**（支給済事業者についても遡及）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し市内経済に与える影響が増大傾向にあることから、固定経費等の負担に困窮する市内企業への更なる支援を行うことで、事業の継続と雇用の維持を促進する。（なお、下記2の「特別加算事業者」は対象外。）

	現行	拡充後
宿泊業・飲食業	20万円	<b>30万円</b>
その他の小規模事業者	10万円	<b>20万円</b>

### 【雇用の維持、事業継続を促進するため対象事業者を拡大】

市外本社の企業や個人事業主のうち、市内に主たる店舗等を有する者のほか、国の持続化給付金において創業者の対象範囲が拡大となることに合わせ給付対象を拡大

要件（現在）	要件（追加・拡大）
市内に本社を有する法人または市内に在住する個人事業主	<b>「市内に店舗等を有する市外の法人・個人事業主」を追加</b>
令和元年12月末までに創業した者	<b>令和2年3月末までに創業した者</b>

## 2. 市内経済をけん引する事業者への特別加算、対象とする事業者の拡大

収束後の経済活動をけん引する業種のうち、外出自粛の長期化に伴い大幅に利用者が激減している旅客運輸業、宿泊業、遊園地を展開する娯楽業に特別加算を行うとともに、「岩見沢市地域経済牽引事業計画」に基づく重要な事業所について対象を拡大する。

### 【特別加算】

- ① **タクシー**（4社） 一律 **150万円**支給（対象を拡大し支給）
- ② **貸切バス**（2社） 一律 **100万円**加算（既存10万円を上乗せ）
- ③ **宿泊業**（ホテル、旅館）加算（既存20万円を上乗せ）  
5～9室 **50万円**、10～49室 **100万円**、50室以上 **150万円**
- ④ **遊園地**を展開する娯楽事業者 **200万円**支給

### 【岩見沢市地域経済牽引事業計画に基づく重要な事業所を対象として拡大】

平成29年に国の同意を得て作成した「地域未来投資法に基づく岩見沢市地域経済牽引事業基本計画」において、地域内の他産業への経済波及など経済の好循環を目指す4つの産業分野のうち

- ① 岩見沢市に進出及び企業親睦会加盟企業
- ② 工業団地等立地企業のうち市内で工場等を操業している29企業（事業所）を対象に拡大。

**支給額～一律20万円**

**※いずれの給付も、売上が前年同月比20%以上減の月がひと月以上あることが条件**  
**※令和2年6月1日から適用**